

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：幼保連携型認定こども園 miraiと〜ぶこども園	種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：植村 理香	定員（利用人数）：115名（108名）	
所在地：愛知県西尾市貝吹町油ノ木61-3		
TEL：0563-52-1516		
ホームページ： http://morinishichouyoukai.net/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成17年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 守西朝陽会		
職員数	常勤職員：20名	非常勤職員：7名
専門職員	(園長) 1名	(調理員) 3名
	(保育教諭) 22名	(事務員) 1名
	(保育補助) 1名	
施設・設備の概要	(居室数) 6室	(設備等) 調理室、遊戯室、相談室

③理念・基本方針

★理念

自由・平等・友愛 ～生きる力を豊富な体験活動により培う～

★基本方針

乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して実践を行うものであることを基本とし、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわり、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造していくことである。

④施設・事業所の特徴的な取組

・教育として楽しく学べるカリキュラム（スイミング、英語、リトミック、体育、文字習字）を導入し、課内教室として専門講師による指導を年間20回程度行っている。
 ・就学前年長カリキュラムを法人にて作成し、文部科学省が示す「幼児期の終了までに育ててほしい幼児の具体的な10の姿」を念頭に置き特別講師により年20回実施している。

- ・法人キンダーケアシステムとして、月2回を目安にキンダーカウンセラー(臨床心理士)が訪問し、より専門的なアドバイスを受けながら教育、保育の実践に活かしている。(保護者の方の相談も受け付けている。)
- ・法人の栄養士によるオリジナル献立の給食及びおやつを提供をし、食育につなげている。
- ・ICTシステムの導入。(保護者の利便性向上、職員の業務削減)

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 7月 7日(契約日) ~ 令和 年 月 日(評価確定日) 【令和 6年 2月28日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	3 回 (平成30年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆こども園への円滑な移行

令和2年に認定こども園への移行を果たしたが、その数年前から、子ども園移行後の教育・保育が子どもや保護者に受け入れられるよう、先行して様々な取組みを導入してきた。特に教育面に注力し、幼児クラスにはスイミング、英会話、リトミック、体育、習字等々が正課として組まれている。また、こども園への移行により1号認定、2号認定の子どもの市外からの受け入れも実績が出てきており、利用者漸減の状態からも脱している。これらが相乗的に機能することにより、円滑な園運営が可能となっている。

◆有効なキンダーケアシステムの導入

月に2回、法人が契約する臨床心理士が園を訪れ、子どもの発育・発達に関するカウンセリングを行っている。このキンダーケアシステムは、希望すれば保護者との面談や相談も可能である。それらと併せて職員の心のケアも担当しており、適切な助言やアドバイス等により、職員のメンタル面の不調が早期に発見できている。このキンダーケアシステムの導入後、離職率が改善されて職員雇用が安定している。

◆園のイメージチェンジ

令和4年に竣工した園舎は真新しく、清掃や整理整頓が行き届き、明るい雰囲気である。子どもや職員が動きやすいよう動線が工夫され、安全性に配慮した環境となっている。園舎の外観も、また園庭の固定遊具もカラフルな色遣いで、園に通う子どもたちだけでなく、訪れる者皆をワクワクさせてくれる。旧保育園から新こども園へと変わったこともあり、園のイメージが一新されている。

◆円滑な就学に向けて

年長児に対して、1年を通して就学に向けた活動を計画的に行っており、子どもたちの就学に対する期待と自信につながっている。年長児には、年間20回の就学に向けての専門カリキュラムが設けられており、子どもたちは小学校への期待や夢を徐々に膨らませていく仕組みがある。就学前健診や小学校体験で、小学校からの意見を保護者に伝えたり、「認定こども園園児指導要録」で子どもの様子を小学校に伝える等、仲立ちの役割も担っている。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画の策定

中・長期的な一大事業であった園舎の建替えとこども園への移行を果たし、園長の目は教育・保育の充実に向けられている。そのための職員育成を主任と副主任に委ねているが、経験の浅い職員が多いことから、一朝一夕に改善・解決できる課題でもない。園長の目指す理想の姿は園長の胸の中にはあるが、それが明文化されていない。園長の目指す3年後、5年後の「園のあるべき姿」を、中・長期計画として可視化することが望ましい。中・長期計画の策定後は、それに整合させた単年度の事業計画の作成を期待したい。

◆マニュアルの整備

一部にマニュアルの未整備な部分があり、また、内容の見直しや職員への周知の取組みも十分に実施されているとは言い難い。一例を挙げれば、園の運動会の手伝いの中学生ボランティア16名は、1週間前に園庭の草取りを行ってくれた。夏休みに、草取りと砂運びが目的の中学生ボランティアは、水着を用意してプールに入り、子どもたちと一緒に水遊びを楽しんだ。ボランティアが「お荷物」ではなく、戦力になっている。課題は、受け入れるためのマニュアルの整備である。必要なマニュアルを整備し、定期的な見直しやマニュアルを活用した研修を行う等、職員が共通理解の下に保育実践ができるような取組みを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		自己評価	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	b (a)・b・c
<コメント> 法人、園共通の基本理念「自由・平等・友愛 ～生きる力を豊富な体験活動により培う～」があり、それに連なる基本方針も、法人、園共通である。保護者に対しては、見学時や入園前の説明会、入園式等々、機会あるごとに園長が丁寧に説明している。途中入園の子ども保護者からも、「説明が分かりやすく、安心して任せられた」との回答が寄せられた。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

		自己評価	第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a (a)・b・c
<コメント> 市の園長会に園長が出席し、市の方針や保育動向等を聞き取っている。法人の施設長会が定期的開催され、そこで園運営の方向性が示される。法人本部の情報収集、分析、対応策の決定等は精度が高く、先を見据えた先進的な施策を打ち出している。当園に関しても、保育園時代からこども園への移行を前提とした保育を取り入れ、円滑な移行を果たすとともに、定員の充足にも寄与することとなった。			
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a a・(b)・c
<コメント> 「職員の確保・育成」と「保護者対応」を喫緊の課題としている。園長、主任を除くと、正規職員はほとんどが20歳代であり、保育経験の希薄は紛れもない事実である。その育成の役割を、主任、副主任の2名が任されている。時間の有効的な活用一つをとっても、職員の意識改革が必要であり、保護者対応を含め、一朝一夕に改善される課題とも思えない。時間はかかるが、計画的な職員育成を図られたい。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

		自己評価	第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	b a・(b)・c
<コメント> 中・長期的な一大事業であった園舎の建替えとこども園への移行を果たし、園長の目は教育・保育の充実に向けられている。園長の目指す理想の姿は園長の胸の中にはあるが、それが明文化されていない。園長の目指す3年後、5年後の「園のあるべき姿」を、中・長期計画として可視化することが望ましい。			
Ⅰ-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	c a・(b)・c
<コメント> 中・長期計画が策定されていないことから、単年度の事業計画が拠り所のないものとなっており、重点的に取り組む事項も定められていない。中・長期計画を策定し、それに基づく事業計画を作成して「全体的な計画」へとつなげる仕組みの構築が望まれる。			

1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
1-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	③ ・ b ・ c
<p><コメント> これまでの会議体系を改編し、乳児部門、幼児部門ともに、リーダー会議をクラス会議に変更している。これによってクラス内の、また園全体の風通しがよくなり、円滑に情報の共有が図られることとなった。この仕組みを使って行事後の反省や評価、月案・週案等の検討等が行われ、それらの情報が幹部職員（園長、主任、副主任）に上がってくる。「全体的な計画」は幹部職員が見直している。</p>			
1-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a	③ ・ b ・ c
<p><コメント> 理念や基本方針の説明と同様、事業計画についても園長が様々な機会を通して説明している。入園式でのパンフレットを使用した説明が、保護者の印象には強く残っている。事業計画の中でも保護者の興味や関心の高い行事計画の詳細は、必要に応じて連絡帳アプリ「ハグノート」を活用して伝達しており、保護者との情報共有が図られている。</p>			

1-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		自己評価	第三者評価結果
1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
1-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	③ ・ b ・ c
<p><コメント> 第三者評価を定期的に受審し、今回が4回目となる。毎年「自己評価シート」による自己チェックを行い、併せて「他者評価シート」を使った上司による評価も行っている。これらを集計・分析し、職員個々の課題を抽出するだけでなく、園全体の課題にまで迫ろうとしている。コロナ感染症の期間中も、「お泊りキャンプ」を実行して子どもや保護者の期待に応えた。</p>			
1-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	b	a ・ ③ ・ c
<p><コメント> 「自己評価シート」、「他者評価シート」の取組みの中から、「職員の時間の使い方」が課題として浮かび上がった。ICT化の推進によって事務的な作業時間は短縮されたにも拘らず、依然として時間外勤務はゼロになっていない。園長は、職員の意識の問題と捉えており、主任、副主任による指導が行われているが、職員の意識改革までには至っていない。</p>			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		自己評価	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	b	①・b・c
<p><コメント> 園長の役割や責任の所在が「運営規程」に記載されており、園長不在時の権限委任先は主任（主幹保育教諭）であることが読み取れる。いじめによる子どもの自殺が社会的な問題となるきっかけとなった「大河内くん事件」の地であり、子どもを守る「東明会」が組織され、園長がメンバーに名を連ねている。その機関誌「かけはし」の中に園のコーナーがあり、そこで自らの所信を明らかにしている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	a・②・c
<p><コメント> 保育園からこども園への移行は、単に名称が変更されただけでなく、様々な法的規制や運営条件も変わってくる。法人本部の後方援護はあったにせよ、この2～3年間の園長の獅子奮迅の奮闘ぶりは想像に難くない。市や法人からの情報を駆使し、円滑な園運営を継続している。ただ、職員のコンプライアンス意識に関しては、園長との大きな格差を感じざるを得ない。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a	①・b・c
<p><コメント> 豊かな自然の中で、様々な体験を通して「生きる力」を身につかせようとの園長の強い思いがある。コロナ禍にあっても極力室内に留まらず、自然に触れる活動に力を注いできた。恒例となっている「お泊りキャンプ」は、万全の感染防止対策を講じて郡上八幡市のキャンプ場で継続して実施されている。運動会や発表会も、一部改善を加えて従来通りの開催方法に戻ってきた。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	①・b・c
<p><コメント> 登降園管理等の園業務を支援する「パステル」や連絡帳アプリ「ハグノート」を導入し、職員の業務負担の軽減を図っている。コロナ感染症が猛威を振っていた頃、濃厚接触者を割り出して市へ報告する業務が発生したが、登降園管理のシステムを活用することによって、危機的な業務過多の状態を招かずに済んだ。ICT化の成果が、目に見える形で現れた。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		自己評価	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	①・b・c
<p><コメント> 職員採用は、正規職員パート職員ともに園に任されている。予期せぬ急な離職があった場合や、採用活動が不調に終わった際には、法人本部の応援がある。「キッズケアシステム」が導入されており、月に2回臨床心理士が園を訪問して子どもの発育・発達を看っており、保護者の相談にも対応している。併せて職員のメンタル面のケアも行っており、離職予防や定着対策として有効に機能している。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	a・②・c
<p><コメント> 職員の処遇は市の制度に倣い、年功序列型のキャリアパスである。「自己評価シート」と「他者評価シート」とを使った評価（一種の人事考課）の後、面談を行って職員個々に改善点等の指導を行っている。ただ、この面談が、記録に残る目標管理には至っておらず、自己評価・他者評価の制度と目標管理の制度が体系化されていない。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	b	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園長が個人面談を行うほか、臨床心理士によるカウンセリングがあり、職員のメンタル面の不調を早期に見つける仕組みがある。このキンダーケアシステムの導入後、離職率が改善されて職員雇用が安定している。クラスによって時間外勤務にばらつきがあることから、各クラスが均一になるよう主任、副主任が指導にあっている。子育て中の職員に対し、ワーク・ライフ・バランスへの配慮もある。</p>			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	b	a・②・c
<p><コメント></p> <p>体系化された目標管理制度は導入されておらず、職員育成は研修への参加が主体となっている。「自己評価シート」、「他者評価シート」を実施した後の面談を、口頭で済ませずに記録に残し、職員個々の課題を改善・解決するための目標を設定することが望ましい。この目標を達成するための取組みが、職員個々の育成につながる。</p>			
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	b	a・②・c
<p><コメント></p> <p>市の主催する研修を柱に据え、「保育者研修参加者名簿」に職員名を記入して研修計画としている。履修後には、職員会議で研修の成果（気づき）を報告するとともに、研修の概要を記載した「業務日報」を作成している。「業務日報」の「所感」欄には、研修で得た気づきやアクションプランが記述されている。課題は、このアクションプランが、保育の現場で実践されたかの検証が行われていない点である。</p>			
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	b	①・b・c
<p><コメント></p> <p>一人でも多くの職員が必要な研修を受講できるよう、事前に勤務シフトを調整して参加しやすい環境を作っている。フリーの職員を置いたことで、シフトの調整も容易に行われている。今年度の10月には、1年余にわたって園全体で取り組んだテーマについて、研究発表を行った。職員全員で取り組んだことにより、達成感や充実感に加え、職員の一部感も醸成された。</p>			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	c	a・②・c
<p><コメント></p> <p>コロナ感染症の5類移行もあり、今年度は2名の保育実習生を受け入れた。園長、主任、副主任の経験を頼りに受入れを行っているが、基本となるマニュアルが作成されていない。実習生受入れの意義や目的を明確にし、職員の誰もが対応できるようなマニュアルの整備が求められる。</p>			

II-3 運営の透明性の確保

	自己評価	第三者評価結果	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	b	a・②・c
<p><コメント></p> <p>法人、園のホームページが充実しており、様々な情報を公開している。保護者に対しては、連絡帳アプリ「ハグノート」により、必要な情報は即座に伝達する仕組みがある。今年度、3件の苦情を受け付けており、記録が残されている。ただ、「苦情解決取扱規程」での「…苦情は広報紙にて公表する。」との記述はあるものの、公表・公開された実績はない。</p>			
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	b	①・b・c
<p><コメント></p> <p>キャッシュレス化が進んでおり、園での現金の取扱いは少なくなっている。金銭出納は5万円を限度とする小口現金制をとっており、物品購買等の決裁権は園長にある。また、実際に現金を管理する出納責任は事務職員が有しており、内部牽制が働く仕組みとなっている。法人の会議を年に1回、各園を回って開催することにより、法人幹部の目が園に入ることになる。</p>			

II-4 地域との交流、地域貢献

		自己評価	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	① ・ b ・ c
<p><コメント> コロナ下でも地域との交流や連携は継続した取組みがあり、協力的な関係が構築されている。イベント開催時等に、園が駐車場難で困っていれば、地域が快く用地を提供してくれる。子どもの権利侵害を防止する目的で組織された「東明会」には、園長がメンバーとして活動している。地域の中学校からボランティアとして中学生が来るが、その中には多くの卒園生が含まれている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	b	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 福祉体験学習で訪れる中学生の活動の質が変わってきた。園の運動会の手伝いのボランティア16名は、1週間前に園庭の草取りを行ってくれた。夏休みに、草取りと砂運びが目的のボランティアは、水着を用意してプールに入り、子どもたちと一緒に水遊びを楽しんだ。ボランティアが「お荷物」ではなく、戦力になっている。課題は、受け入れるためのマニュアル整備である。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	b	③ ・ b ・ c
<p><コメント> 地域に根付いた園であり、行政機関や教育機関、医療機関等とは綿密な連携関係にある。地域のコミュニティとして定着した「東明会」にも園長がメンバーとして参加している。現在対象となる子どもはいないが、家庭での子どもの権利侵害の疑いがあれば、即座に市・家庭児童支援化を通して児童相談所につながる仕組みがある。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	④ ・ b ・ c
<p><コメント> 「東明会」に顔を出し、様々な職種の人たちと意見交換をする中で、地域の福祉ニーズの把握に努めている。併設の子育て支援センターからも情報を得ている。子育て支援センターへは、隣接する他市から通う未就園児親子がおり、より広い範囲の情報が得られている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	b	④ ・ b ・ c
<p><コメント> 地域の福祉ニーズを分析し、1号認定、2号認定の子どもを受け入れることによって漸減する利用者（子ども）の状態に歯止めをかけようと、こども園への移行を決めた。周辺他市からの受入れもあり、現在は定員に近い利用人数を確保している。園の行事には、併設の子育て支援センターに通う子どもたちにも参加を呼び掛けている。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	b	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園の理念や基本方針については、パンフレットや入園の案内、「全体的な計画」に明示されている。保護者には、入園時に園長が説明をしている。性差や文化の違いについては、日々の保育の中での言動等を常に意識し、日本語が伝わりにくい保護者に対しては、法人が契約している通訳がサポートをしている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	b	a・②・c
<p><コメント></p> <p>着替えは男女別で行い、外からの視線を遮るため、部屋のロールカーテンを使用している。また、通路から離れた場所で着替えるように配慮している。権利擁護については、年1回「職員としての心得」の読合わせを行っている。個人情報保護や虐待防止、プライバシー保護等のマニュアルについては、見直しや読み合わせが行われていない。マニュアルを職員間で周知ができる取組を期待したい。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	b	a・③・c
<p><コメント></p> <p>パンフレットは市役所に配置しており、多くの人が入手できるようになっている。ホームページからも園の様子は確認でき、言葉や写真等で分かりやすい工夫がされている。園の見学は随時行っており、園長が個別に対応している。パンフレットやホームページの内容について、最新の情報が提供されるよう、適宜見直しを行う仕組みづくりが望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	④・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時に、「重要事項説明書」や「入園進級について」を保護者に説明し、同意を得ている。説明時には実際に使用する用具を見せ、保護者に分かりやすいように配慮している。保育の変更は、情報管理システム「バステル」を利用して保護者に連絡している。説明に配慮が必要な保護者に対しては、個別に時間を設けたり、説明書の内容を分かりやすい言語に直す等の対応をしている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	b	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>保育所等の変更には、入園時に聞き取った情報を引継ぎ書類としてまとめ、必要に応じ情報提供を行なっている。保育終了後に保護者等から相談を受けることもあるが、相談窓口や担当者の案内を書面で伝えることは行っていない。保育の継続性に配慮するためにも、相談窓口の案内や担当者について文書で知らせていくことが望ましい。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	b	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>日々の言葉や行動から、子どもの満足度を把握するように努めている。保護者からは送迎時の会話や連絡帳のやり取り、保護者会や個人懇談で把握する機会を設けている。把握した内容は会議で話し合い、保育の改善につなげている。子どもや保護者の満足度を把握するための調査の頻度が少ないため、タイミングや回数、方法等の仕組みを整備し、満足度の向上につながるよう期待したい。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	b	a・⑦・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制は、「重要事項説明書」や園内のモニターで伝えている。保護者へは入園時に配付する資料の中で、苦情等について話合いの重要性や第三者委員の役割等、分かりやすい言葉で説明している。苦情の申し出があった場合、申し出た保護者に直接返事をしているが、保護者全体に知らせる仕組みは無い。苦情をフィードバックをする仕組みが、機能することを期待したい。</p>			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 送迎時や連絡帳、連絡帳アプリ「ハグノート」で、保護者からの相談や意見を聞き取っている。保護者が相談や意見を述べやすいように園内の相談室を準備している。保護者に対して日常的、積極的に声を掛けており、保護者からは相談しやすい雰囲気であると満足度が高い。			
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	b	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 保護者からの相談や意見は、「引き継ぎノート」を活用して職員間での情報の共有に努めている。相談対応についてのマニュアルはあるが、マニュアルを周知するための取組みが行われていない。また、意見箱の設置やアンケートの実施等、意見を積極的に把握する仕組みがない。保育の質の向上のためにも、今後の取組みに期待したい。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	b	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> リスクマネジメントに関する責任者を園長とし、事故発生時のマニュアルは整備されている。ヒヤリハットについては、記録を残して職員会議で検討している。事故発生時のマニュアルは分かりやすく作成されているが、職員への周知のために取組みは行われていない。マニュアルに添った安全確保や事故防止、事故発生時の対応に関する研修等の実施を期待したい。			
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	b	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 感染症の対応マニュアルは整備され、園長が責任者となっている。保護者へは、入園時に感染症についての説明をして文書を交付している。市が発行している「ほけんだより」や「ハグノート」を活用し、保護者への情報提供を行っている。感染症について定期的な勉強会やマニュアル変更時の周知の取組みが行われていないため、今後実施していくことが望ましい。			
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	b	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> 災害時の対応マニュアルは整備されており、毎月1回避難訓練を実施し、年1回は消防署立ち会いの下で訓練を実施している。非常食についてはアレルギー対応食も準備され、事務職員が「備蓄リスト」を基に管理している。非常時に職員全員が自分の役割を意識し、指示が無くても動けるような体制を整えておくことが望ましい。			
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	b	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法については文書化されている。職員室と各クラスに置かれていて、職員がいつでも閲覧できる状態にある。しかし、職員間で周知するための研修や読み合わせは行っていない。職員個々について、保育に差異が生じていないか確認するためにも、標準的な実施方法について職員の理解を図る取組みの実施を期待したい。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	b	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法の見直しの時期については特に定めていないが、必要なタイミングで随時見直しを行っている。見直しにあたり、検討の記録や改訂記録が残っていない。見直しの根拠や経過を記録し、標準的な実施方法が、分かりやすく活用しやすいものになっていくことを期待したい。			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	b	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 入園時の面談で保護者から情報を聞き取り、得た情報を基に指導計画の作成をしている。アセスメントには、市が作成した用紙と園独自の用紙を併用して使用している。計画書の個別性を重視する観点から、保護者のニーズをより具体的に聞き取り、さまざまな職種の職員や保育所以外の関係機関も参加してアセスメントが行われることを期待したい。</p>			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	b	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 指導計画の評価・見直しについては、週末、月末、年度末に行い、次の指導計画に反映させている。「全体的な計画」は、年度末に園長が中心になって見直し、年度初めのミーティングで職員全員が共有できるようになっている。指導計画は、ねらいから評価までの一連の流れに、整合性があるように作成していくことが望まれる。</p>			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもに関する保育の実施状況については、月1回の職員会議で情報共有をしている。会議の議事録は出席しなかった職員へも回覧し、見落とす職員がいないようにチェック体制がある。個別の情報についてはiPadに記録され、職員間で随時確認ができる。</p>			
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a	① ・ b ・ c
<p><コメント> 記録の管理については、園長が責任者となっている。個人が特定できる書類に関しては鍵付き書庫に保管し、最後に帰る職員が施錠し、その鍵についても保管場所が決められている。個人情報の取扱いに関しては、入園時に園長が保護者に説明して同意を得ている。</p>			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		自己評価	第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	b	a・㉞・c
<p><コメント> 保育理念・方針に基づき、園長が中心となって「保育の全体的な計画」が策定されている。「保育の全体的な計画」について、職員全員が周知できているとは言い難い。保育に関わる職員が作成・見直しに参画し、職員全員が内容を理解して保育を実践していけるような取組みを期待したい。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	b	㉠・b・c
<p><コメント> 園舎は明るく開放的な雰囲気である。未満児の部屋の床は柔らかなクッション素材を使用し、扉は指を挟まないように工夫され、安全に配慮している。各部屋には空気洗浄機が設置されており、室温や湿度、採光等も職員が気を配り対応している。子どもが触れる場所は定期的に消毒を行い、衛生的な状態である。0歳児の部屋には畳のスペースが設けられ、くつろげる場所が確保できている。</p>			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	b	㉠・b・c
<p><コメント> 子ども一人ひとりを受容できるように気持ちを受け止め、発達や家庭環境等の個人差に配慮した保育を行っている。子どもたちが、安心感の下で自分の気持ちを表現できるような雰囲気が園全体にある。急かす言葉や制止させる言葉を不必要に使用する場面があった時には、主任やリーダーが会議で職員全体に話をしたり、個別に指導するような対応をとり、改善に努めている。</p>			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	b	㉠・b・c
<p><コメント> 入園時の面談や毎年6月の個人懇談で、家庭での子どもの様子を聞き取り、発達に応じて個別に対応している。送迎時には現状を伝え合い、援助の方法を検討する取組みも行っている。保育室の玩具の片付けを子どもたち主体で行えるように、片付いた様子を写真で確認したり、箸の持ち方や手洗いの方法のポスターを掲示し、子どもたちの自主性を促している。</p>			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a	㉠・b・c
<p><コメント> 子どもが主体的に遊びを展開できるよう、机や椅子を利用してコーナーを作り、自分たちで取り出せる位置に玩具を配置する等の工夫をしている。園庭遊びでは、自然に年上の子どもが年下の子どもの世話をする様子も見られる。2月の「保護者お招き会」では、和菓子屋まで出かけ、自分の家族のために和菓子を選んで購入する体験をしている。散歩での挨拶を通じて、地域の人と関わる機会も持っている</p>			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	b	㉠・b・c
<p><コメント> 子ども一人ひとりの発達過程に応じ、個別の生活リズムを大切にしている。部屋には身体を休める量のスペースがあり、一人ひとりの体調面を考慮して過ごせるよう気を配っている。安全に身体を動かす活動を取り入れるために、傾斜が緩やかな木製の滑り台を導入し、全身を使って楽しむ時間を持っている。毎日の様子は「ハグノート」で保護者に配信している。</p>			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	b	㉠・b・c
<p><コメント> 玩具の大きさや素材を考え、安全に遊ぶことができるように配慮している。身体を動かす機会も増えるため、室内を広く使えるように環境整備をしている。職員が子どもと一緒に遊び、子どもの自我の育ちをしっかりと受け止めている。異年齢と一緒に過ごす時間や調理の職員と関わる時間を持ち、活動が広がるように配慮している。毎日の様子は「ハグノート」で保護者に配信している。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a	①・b・c
<p><コメント> 子どもたちが役割を持って過ごせるよう、各学年で当番活動を行っている。課外活動の時間を設け、運動や表現、就学に向けてのカリキュラム等を専門の講師の指導の下で実施している。年長児は夏にお泊まり保育があり、普段とは違う時間を友だちと一緒に過ごす貴重な場となっている。運動会や夏祭りは、地域や小学校に案内を出し、子どもたちの育ちや園の取組みを伝えている機会としている。</p>			
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a	①・b・c
<p><コメント> 担任と加配保育士が個別指導計画を作成し、月2回、臨床心理士の指導の下に職員会議で話し合い、計画の見直しを行っている。希望により臨床心理士による保護者へのカウンセリングも実施している。定期的に、障害のある子どもに対する保育に関する研修に参加し、必要な情報は得ている。障害の特性を理解し、子どもの状態や様子に合わせて保育を行っている。</p>			
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	b	a・②・c
<p><コメント> 延長保育を利用する子どもに対しては、18時に小袋の菓子を提供しており、水分は随時摂れるようにしている。横になれるスペースを作り、ゆったりと身体を休ませることができるよう配慮している。保護者への伝達等は、「引き継ぎノート」を活用しているが、引き継ぎが不十分で伝達漏れのケースがある。引き継ぎの方法を工夫し、不備の無い状況に改善していくことを期待したい。</p>			
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a	①・b・c
<p><コメント> 年長児には年20回の就学に向けての専門カリキュラムがあり、子どもたちが小学校への期待や見通しが持てるよう取り組んでいる。就学前健診や小学校体験で、小学校からの意見を保護者に伝えたり、「認定こども園園児指導要録」で子どもの様子を小学校に伝える等、仲立ちの役割も担っている。</p>			
A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	b	①・b・c
<p><コメント> 「入園について」の中で、伝染性疾患や対応、日々の健康管理や投薬について分かりやすく説明している。保健指導計画は毎年作成し、定期的に市が作成した「ほけんだより」を保護者に配付している。体調やけが等で気になることがある場合は、保護者へ伝えて事後の確認も行っている。SIDS（乳幼児突然死症候群）については、職員の定時の目視とベビーセンスモニターで午睡時の様子を確認している。</p>			
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a	①・b・c
<p><コメント> 健康診断は年2回、歯科健診は年1回実施し、全員に結果を伝えている。今年度、園で歯科についての研修を行い、歯科医からの指導や勉強会で、口腔内の環境が子どもの成長にどのような影響があるのかを学んだ。良い姿勢を保つことは口腔衛生の面からも大切であるとのことから、良い姿勢を維持できる背もたれの浅い椅子を導入する等、健診結果を保育に有効に反映させている。</p>			
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	b	a・②・c
<p><コメント> 年度初めにアレルギー疾患や慢性疾患について確認を行っている。「アレルギー対応マニュアル」を基に保育士がメニューを確認し、配膳時には該当の子どもの席を別にしてのいる。食器の色を変え、台拭きも別にして対応している。発作が起きた場合には緊急時の対応が必要とされることから、知識や対応力を高めるためにも、アレルギーや慢性疾患に特化した研修に積極的に参加することが望まれる。</p>			
A-1-(4) 食育、食の安全			
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a	①・b・c
<p><コメント> 食育計画を基に、日頃から楽しく食事ができるように環境を工夫している。行事食や特別メニューの日を設けたり、園で育てた野菜を収穫して給食の時間に食酢ことで、食材に感謝し食に関心を深める工夫をしている。個別に量を加減し、子ども一人ひとりが無理なく食事ができるように配慮している。</p>			

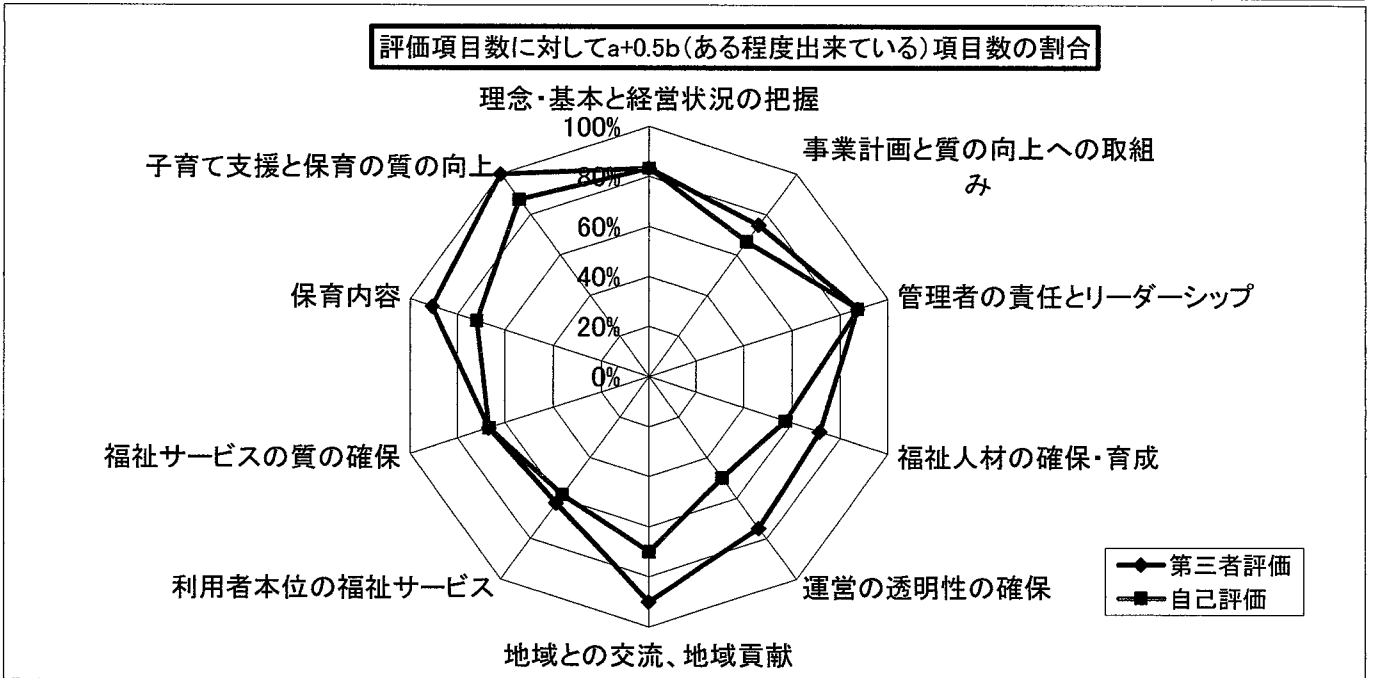
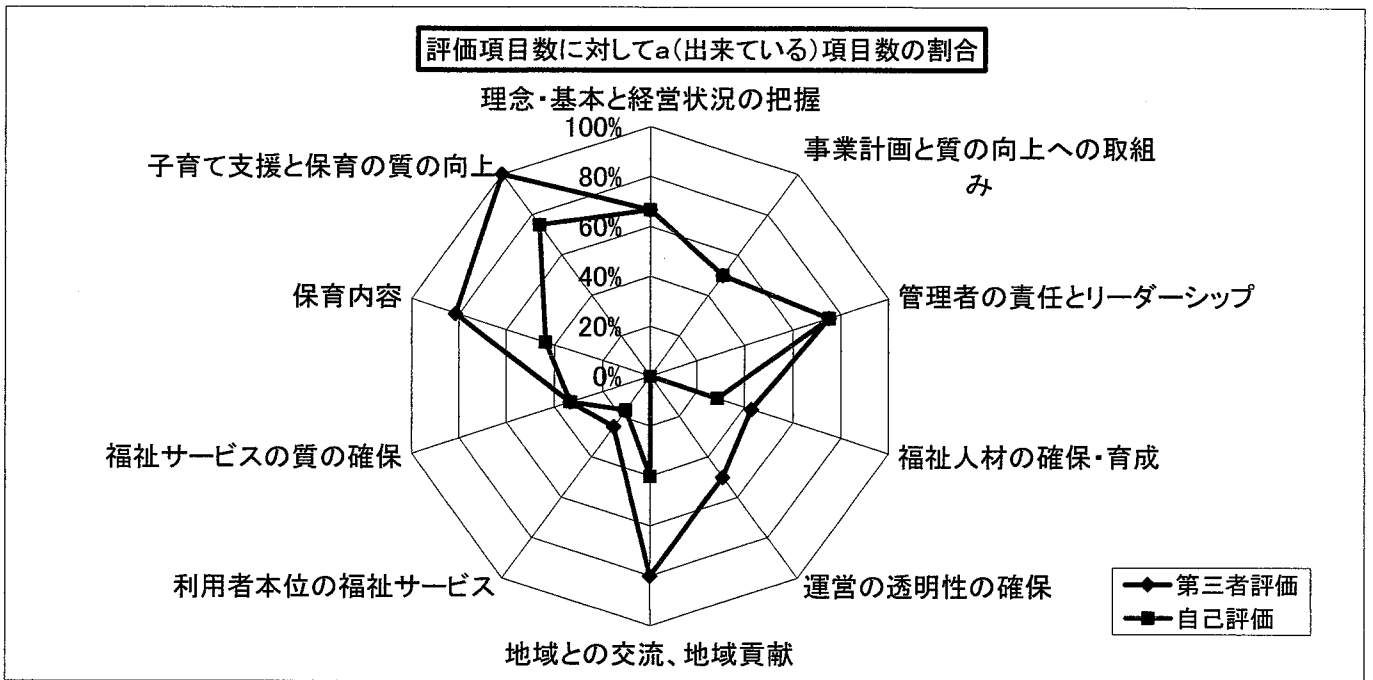
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a	① ・ b ・ c
<コメント> 衛生管理のマニュアルを基に、調理場や水周りの衛生管理は調理員が行っている。調理員が食事中の子どもの様子を観察したり、「給食日誌」に残食等を記載して調理の改善に努めている。行事食や季節の旬の食材をメニューに取り入れたり、子どもが主体のクッキングの活動により、給食が子どもたちにとって楽しい時間となっている。			

A-2 子育て支援

	自己評価	第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a	① ・ b ・ c
<コメント> 送迎時等の会話、連絡帳でのやり取りに加え、「ハグノート」を活用して家庭との日常的な情報交換を行っており、保護者の満足度も高い。年2回個人懇談会を実施し、子どもの様子をじっくり話し合う機会を設けている。保護者との情報交換の内容は「引き継ぎノート」に記載し、職員間で情報を共有している。			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	b	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者とのコミュニケーションを大切に、気軽に相談できる環境を作っている。保護者の就労時間の関係で担任と直接話ができない保護者に対しては、別に時間を作って対応している。月2回臨床心理士が園に派遣され、子育てについて直接相談ができる時間を設けている。			
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a	① ・ b ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」は整備されており、子どもたちの言葉や心身の状況から虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように努めている。支援が必要な家庭の情報は、市役所の家庭児童支援課と連携を図り、事前に情報を得て対応している。「不適切保育」についての研修に参加し、さらに、職員の意識を高めるために園内で勉強会を行い、日々の保育を振り返る取組みを行っている。			

A-3 保育の質の向上

	自己評価	第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a	① ・ b ・ c
<コメント> 日々の保育を振り返り、クラス会議や職員会議で、職員同士が意見をもらったり相談ができる環境にある。自己評価を年1回実施し、園長や主任と面談をすることで、自らの保育を振り返る機会になっている。自己評価を行うことで日々の保育に対し積極性が高まったり、保育に取り組む前の準備が細やかに行えるようになったりと、職員の意識が向上して保育の改善につながっている。			



評価項目数	第三者評価								自己評価							
	結果数 a	結果数 b	結果数 c	a%	b%	c%	a+0.5b / 項目数	結果数 a	結果数 b	結果数 c	a%	b%	c%	a+0.5b / 項目数		
理念・基本と経営状況の把握	3	2	1	0	67%	33%	0%	83%	2	1	0	67%	33%	0%	83%	
事業計画と質の向上への取組み	6	3	3	0	50%	50%	0%	75%	3	2	1	50%	33%	17%	67%	
管理者の責任とリーダーシップ	4	3	1	0	75%	25%	0%	88%	3	1	0	75%	25%	0%	88%	
福祉人材の確保・育成	7	3	4	0	43%	57%	0%	71%	2	4	1	29%	57%	14%	57%	
運営の透明性の確保	2	1	1	0	50%	50%	0%	75%	0	2	0	0%	100%	0%	50%	
地域との交流、地域貢献	5	4	1	0	80%	20%	0%	90%	2	3	0	40%	60%	0%	70%	
利用者本位の福祉サービス	12	3	9	0	25%	75%	0%	63%	2	10	0	17%	83%	0%	58%	
福祉サービスの質の確保	6	2	4	0	33%	67%	0%	67%	2	4	0	33%	67%	0%	67%	
保育内容	16	13	3	0	81%	19%	0%	91%	7	9	0	44%	56%	0%	72%	
子育て支援と保育の質の向上	4	4	0	0	100%	0%	0%	100%	3	1	0	75%	25%	0%	88%	
合計	65	38	27	0	58%	42%	0%	79%	26	37	2	40%	57%	3%	68%	